

第二章 淡新檔案の初歩的知識

——訴訟案件に現われる文書の類型——

まえがき

淡新檔案とは、台湾の現在の新竹市に所在した清代地方官庁に残された公文書を一括して指称する名である。その官庁とは当初は淡水庁であり、光緒元年（一八七五）以降新竹県となった（詳しく言えば、光緒元年から四年まで、台北府知府がここに駐在して知府名で県政を行っていた中間期がある）。つまり同一の官署が時の経過のなかで看板をかけ替えた。それ故これを「淡新」と称する。この檔案は戦後、台湾大学戴炎輝教授（後に司法院院長）の手によって整理され、内容による一応の分類と分類を基礎とした番号打ちを施されて、利用可能となったものであり、淡新檔案という名称自体が戴教授の命名に係るものである。各個の案件ごとに継起する文書を日付順に糊付けして継ぎ合わせ、括れば横ながの長大な一連となるものを折疊んで、案件標目等を記した外装紙に包むという形で保存されたものであり、案件総数一一六三（行政五七四、民事二二四、刑事三六五）を数える。時代的には乾隆期（乾隆五四年、一七八九）のものが一件あるのを始めとし、嘉慶以降光緒まで続き、光緒二十二年（一八九五）日本台湾領有の時点をもって終とするが、嘉慶・道光期のものは寥々合計三五件に過ぎず、主としては咸豊・同治・光緒期のもの、とくに光緒期のものが圧倒的に多い。

従来、この資料は戴教授自身によって精力的に研究され、同教授の著作のなかに縦横に活用されている外は、国内国外を問わずこれを利用する者は極めて稀れであつた。⁽¹⁾ただ、一九六八～九年の頃シアトルのワシントン大学において戴氏を客員教授として招聘して共同研究企画を組んだことがあり、その端緒的成果としてD・C・バックスボーム氏の英文の論稿が世に出ているのが殆んど唯一の例外であると言つてよい。⁽²⁾

私は一九七九年四月に台北において一週間、戴氏の私邸に日参してこの檔案の実物を閲覧する機会を与えられ、ついで同氏およびワシントン大学D・F・ヘンダーソン教授の厚意により、同大学に蔵されるマイクロ・ネガフィルムからポジを作成して東京大学法学部研究室に入れるという便宜を与えられた。その時ワシントン大学当局において、将来他からも同様の求めがあることを想定してポジ配布に関する内規を定めたので、現在では、研究目的であることを明らかにして申込み、所定の費用を負担すれば、何処でもポジフィルムの入手が可能な状態におかれている。

およそ史料文献の現物と複写とは違いがあるなかにおいて、この淡新檔案のフィルムは現物との落差が大きい部類に属する。現物における墨字と朱筆の交錯が白黒単調の写真では微かな濃淡の差だけになってしまふし、墨字の上に朱印が捺された箇所は現物でならば判読可能であるが写真では読めなくなる。時折現われる紅紙に記された文書は写真では地と文字の濃淡差が小さくなるため極めて読みにくくなるものが多い。文書上に附箋があるとき、これをまくつて撮りなおすことを忘れた箇所があり、気付かれにくい場合もあるので注意を要する。撮影ミスのため読めないコマも時折見られる。そしてコマごとの縮尺が一定していないことも常に心に留めなければならない。いくつか見られる欠番は、現物はありませんながら何かの理由で撮影漏れとなつたのか、現物がそもそも存在しないのかよく分らない。

しかしながら、このフィルムを通じて多くの研究者が淡新檔案のおよその様式と内容に常時接し得ることとなつた意義は極めて大きい。戴氏の従来の諸著作もその原史料についての知識と実感を持った上で読みなおすと、史料の読みが如何に精しく着眼が如何に要を得ているかを如実に感得することができて、理解が倍加する思いがするし、隔靴搔痒の感のつきまとうバックスプーム氏の英文論文もその主張の当否を追試する道が開けたことになる。その他さまざまな新たな見地からこの史料が利用され得ることは言うまでもない。

私自身としては、州県段階における訴訟の実態に対する関心から多年この檔案の閲読を渴望していたのであるが、それが可能になって見ると、これを十分にこなした上で物を言うことは容易な業ではないことが分り、一九八四年に従来の論考を一書にまとめて公刊した際にも、この檔案への本格的な言及は挙げて将来に期待することとせざるを得なかつた。⁽³⁾ 本稿はいわばその手始めなのであるが、ここでは何事かを立論するのではなく、州県レベルの檔案というものがどんな物であるかといふことの若干の整理をしておこうとするに過ぎない。まず対象を檔案のうち民刑事の訴訟案件に限定する。そして各案件が通常どのような種類の文書の連綴から成っているかを概観し、併せて例外的に現われる珍しい性質の文書をも拾つておこうとするただそれだけの仕事である。それは何よりも自分自身にとつてそのような整理をしておく必要があるからであるが、同時にそれが一つの初歩的知識として学界に共有されることが、今後この史料について、さらには現在すでに若干その存在が知られている淡新以外の州県レベルの檔案を史料として、⁽⁴⁾ さまざまな論議が学界で繰り展げられるのを円滑ならしめる効果があると考えるからである。

以下は、かつて台北で檔案を実査したときの印象と覚書きそして数十葉のカラー写真という下敷はあるものの、主としてはフィルムおよびフィルムからの焼付け複写を頼りに、拾い読みしながら一応眼を通したというだけの作業から得られた知見に過ぎない。しかも戴氏によって行政・民事・刑事に三大別されたうちの民事・刑事の部分に

眼を通してだけで、行政の部分は未だ殆んど見ていない。対象を訴訟案件に限定する故にこの段階で物を言うことも許されるところである。⁽⁵⁾ 何分にも手始めでありいろいろと見落しや誤りが少なくないに違いない。読者の寛容と指正を願うものである。以下、順次文書類型を掲げて解説して行くことにする。そして実例を探し出すのにやや手間がかかるような性質の文書については例示的に文書番号を注記することとする。自然、戴氏がすでに説かれたことを再言する機会が生ずるけれども、簡に従い逐一は先輩の言を引かないことを諒とされたい。

一 申し立て書、訴状

書籍文献で「状」とか「詞」とか呼ばれているものがこれである。これに「呈」と「稟」と二つの形式がある。

呈・状式紙 「呈」とは一般人民が当事者として提出するものであり、不動文字と枠目を印刷した官製の状式紙に記される。状式紙は天地三二センチ前後、横幅一一〇センチ程の規格であり、下述の証文類を除く他の文書が概ね天地二五センチ前後の用紙に記されるのに比べてやや天地が高い。右端約六分の一が折畳んだ時に表紙となる部分であり、この中央に「具呈人 住 保 庄 属離城 里」なる一行がある。空白には上から順に提訴人姓名、その住所保名、庄名、出身本籍の州県名、住所から県城までの距離里数が記入される。本籍欄には同安、詔安、海澄（以上福建省）、鎮平、揭陽、陸豊（以上広東省）などなど本土の州県名が記され、稀れに「番」「番籍」と記すのはいわゆる熟蕃（漢化した高砂族）であり、漢人で台湾内の地名を本籍として記す者は見当たらない。

この一行の右側に「被告」「干証」「地保」「歇家」「認戳」の記入欄があるが、稀れに一、二の欄が記入されているだけで、空白のままのものが非常に多い。「歇家」は県城で投宿する宿屋（江戸時代の公事宿のごときもの）。「認

「戡」とは恐らく、代書に対して本人を紹介しその称する身分姓名等に偽りなきことを告げて、戡記を捺しても大丈夫と保証した人間という意味であろうと思われる。⁽⁷⁾ 歿家と認戡に同一人が記されている例も少なくない。

中央一行の左側には「経承」「原差」「代書」「做状」の記入欄がある。「経承」は係りの胥吏、「原差」は係りの衙役であつて、第二第三の続呈において記入を求められるものであるが、これまた空白のままが多い。「代書」欄には戡記を捺すので筆での記入はない。「做状」欄には概ね何か記入があり、その記入は三様に分けられるように思われる。すなわち、「自稿」「自带稿」「稿自带」「自稿自繕」等と記入するのは、本人が完成原稿を持参して代書に清書を依頼したという意味、「自稿繕便」「带稿修便」「自带稿繕便」等は一応の原稿を持参して字句修正の上で清書することを依頼したという意味、「便稿」「繕稿」等は、代書に趣旨を告げて適当に作文することを依頼したという意味でないかと考えられる。⁽⁸⁾

戡記 戡記とは大型の木判⁽⁹⁾であつて、戴氏によつていみじくも言われるように現代の感覚からすればゴム判に当るものであるが、官給のものであつてそれなりの権威をもち濫用の許されない点において、現在の事物のうちでは郵便局のスタンプがこれに近いと言つてよいかも知れない。代書のほか頭役すなわち衙役のうちの班長格の者や総理・保正・庄正など官から指名される地方世話役にも戡記が給せられていた。また各商店等が、勿論官給ではないが、それぞれの木判を持つており、多数者共同の申し立て書にべたべたと数十個の木判が捺されていたりする。代書の戡記がないと窓口事務としては訴状を受け取らないという決りがあつたように思われる。ただし戡記がなくとも長官⁽¹⁰⁾に直訴して、長官が手ずから受け取つてしまえば勿論それで有効に機能した。⁽¹¹⁾ 代書の戡記の中央部の花押文字のあい間に生ずる白地部分に、別の極く小さな印判が捺されているのを見ることがある。⁽¹²⁾ 恐らく代書の店の使用人による戡記の濫用を防ぐために主人が個人印を捺したものであろう。

状式紙枙目等

表紙部分の次に改めて提訴者の姓名、年齢、住所、「原告」の姓名、年齢、本人との続柄、住所を記入する一行がおかれる。その書き出し「呈状人」なる不動文字の上に空白があり、ここに単に「具」と記入するもののほか、「具催」「具訴」「具喊」など「呈」字を修飾する文字を入れるものがある。ほぼ同一内容の申し立てを再度行うのが「催呈」、被告が差出す訴状が「訴呈」であり、とくに緊急性を強調したいとき「喊呈」とする。⁽¹⁴⁾「和息呈」と記すのは和解が成立した旨を記して調停人から差出すものであるが、和解のとき多くは「稟」⁽¹³⁾が用いられるので状式紙を用いるものはむしろ少ないと言つてよいかも知れない。⁽¹⁵⁾「原告」は訴訟代理人であり、後掲状式紙末尾の注意事項（第八、第十）によれば、紳衿、婦女、老幼および残疾（身体障害）の者は原告を立てなければならず、それ以外の者は原告を立てることを許されない定めであつた。⁽¹⁶⁾

この一行のあとが枙目であり、その字数は普通に目に触れるのは二〇字一六行（計三二〇字）であるが、それは同治以後のことらしく、咸豊初年には二〇字一五行（計三〇〇字）⁽¹⁷⁾のものが見られ、さらに遡つて道光期には二〇字一二行（計二四〇字）というふう⁽¹⁷⁾に時期によつて違いがある。枙目の上に大きく横書きで、一枙に二字を記入したもののつまり字数超過したものは受理しない旨の注意が記されているけれども、実際には字数超過して末尾のところで細字双行にして処理しているものが珍しくない。

枙目のあと全紙のほぼ中央に、たとえば「特授台灣埔裏撫民分府撰理新竹県正堂方 批」というふうに、長官の完全な肩書と姓、そして一字空格を置いて「批」と大きく刻んだ一行がおかれる。こう前置して批を与えるためであり、その左に大きな余白がとられており、そこに批が墨筆で記され、文末、日付にかぶせて長官の個人印が捺される。余白の終に「計粘 紙」なる不動文字があり、訴状に添附して差出す別紙があるときにその種別と枚数を記入する。何もないば「無」と注したり「以下並無隻字」「並無抄粘」などの印判を捺したりする。次に「光緒

年月 日具呈人」とあつて日付と署名になる。つまり本文と署名との中間に批を受けるための余白が取つてあるという形になる。日付のうち日の数字は筆勢から察して受取つた官憲側で記入するものである。提出者本人も覚えとして横に寄せて小さく数字を記している例が見られる。署名も代書の筆と思われるものが多く、花押も何もないのが普通である。日付・署名のあとに、本件に関連して過去に提出した先行の訴状があるならばその日付と、それに対して与えられた批の全文を録写する欄がおかれる。そしてこれは一般にかなり几帳面に記入されている。

注意事項　そして最後に全紙の約五分の一のスペースを取つて、訴状を提出する際の注意事項が簡条書きされている。この部分は保存記録として意味がないので檔案として糊附けする前に切り棄てられてしまうのが常であるが、稀れに切り忘れて残っているものから復原することができる。左にその全文を便宜句読点を打つて掲げておく。

一、命盜案不開起事年月日期、命案不開正傷、盜案不開失單、受贓不開証拠者、不准。

一、以自尽命案、捏情誣告者、提代書。並將誣告人反坐。

一、不候放告日期、輒攔輿混通紅呈者、除不准外、定即拏究。並將通狀人嚴行究處。

一、不將批語判語抄錄粘呈、及不全錄本衙節次批示者、不准。

一、無代書做狀人姓名、又不註明地方及歇家住處者、不准。

一、以旧事翻新、希圖聳聽、及控無影之言、架題誣告者、查出嚴行究處。代書同誣告人加等治罪。

一、不遵頒發狀式、及双行疊寫、無副狀、不准。

一、紳衿婦女及老幼殘疾、無抱告者、不准。婦女羅織多人、不准。

一、以赦前事控告、除不准外、定行究處。

一、齊民及胥役人等、並非老幼殘疾、輒令抱告投呈者、除不准外、將告人及抱告究處。⁽¹⁸⁾

なお上級審である台北府にもやはり状式紙があり、枠目が二三字一三行（計二九九字）で個々の枠目が著しく横ながであるなど庁・県レベルの状式紙と一目で分る違いがある。実質的に一番大きく異なるのは注意事項の部分であるので、左にその全文を掲げることとする。

一、已 赦前事告言人罪者、即以其罪罪之。

一、未經赴県控告、及已控未審称冤枉者、不准。

一、控告旧事、不将何年月日、所控衙門如何批示審断縁由、声叙呈内者、不准。

一、已經本府衙門控告有案、不将遞呈月日及批語全録者、不准。

一、以無影之事架題混告者、将誣告之人加等治罪。

一、告詐贓無過付見証者、不准。

一、戸婚田土雀角細故、架詞妄控者、不准。

一、首告蠱役土棍、不開明實在惡蹟証拠者、不准。

一、牽連婦女、及妄砌被告至五人者、不准。

一、生監婦女老幼廢疾人等無報告、並將老幼生監作報告、及報告不開明年歳者、不准。

一、呈詞不得過三百字。如不遵呈式逐一填註、并双行疊写、及無副呈与代書戳記、不准。

一、擅用紅白呈稟、長篇混書、不遵俟放告日期投遞者、不准。

一、本身自做呈稿、及別人代作呈稿、該代書一一問明填註、始用戳記。如違將代書革究。

以上各條務須一一遵式。不得視為具文。違者先將代書責革。⁽¹⁹⁾

訴狀の提出 訴狀の出し方に「放告日期」すなわち定例日に普通の仕方で出す「期呈」、高い手数料を払って

長官側近の家丁を通じて出す「伝呈」、事の緊急性を称して定例日を待たずに出す「興呈」の別があることは戴氏の説かれる通りであり、⁽²⁰⁾ 檔案では各訴状の本文右肩のところにその区別を示す小さな印判が捺されている。期呈のものの日付を見ることによって、定例日は本土の州県において多くそうであったように、新竹においても三と八の日すなわち月間六日であったことが知られる。なお以上いずれでもなく同じ場所に「堂通」と捺されたものもある。これは法廷に召喚された者が出廷する際に持参提出したものであることを意味する。長官はこれを一読の上ただちに法廷での訊問に入り結論（堂諭）を出すのであるから、訴状自体には批を与える必要がない。批の欄は空白のまま残るか、「已提訊堂諭矣」など批を与えるまでもない旨の一語が記されて残るかする。

副 状 前掲箇條書き（県の第七條、府の第十一條）に見るように、呈には「副状」「副呈」を添えることが義務づけられていた。この副状が稀に檔案に残っておりその様式を知ることができる。⁽²¹⁾ それは副状用に印刷された——柀目ではなく——野紙があり、これに正状と完全に同文を、ただし楷書ではなく走り書きの字体で記したものである。如何なる効用のために副状の提出が求められたのか。那思陸氏の著書のなかに副状への言及があるが、氏の引用する『福惠全書』など比較的古い時期の文献では、副状とは、正状との対応関係を同定し得るだけの事項を記入して正状の本文は記さない様式のものであり、長官はこれに批を記入して胥吏に渡して爾後の処置を命じ、正状の内容自体は胥吏をして窺い知るを得ざらしめる目的のものだとされている。⁽²²⁾ 淡新檔案に残る嘉慶以後の副状は全文録写であつて名は同じでも様式が異なるから、同じ目的には使えない。ここで意味ありげに思われる事実として、檔案に残る副状のすべてが「堂通」ないしそれに準ずる（即日もしくは二、三日後に法廷が開かれて実質的な批が与えられていない）正状の副状であることに気が付く。ここから想像して、副状にも正状と同文の批が記されて、それを具呈人が自分用の保存記録として後日貰い受けることができたのではないかと考えて見たい。⁽²³⁾ 批が空白

または実質的にないに等しい副状は貰い受ける意味がない。それで残ったのではないか。もつとも、「堂通」またはそれに準ずる訴状で副状の残っていないものも沢山ある。一般に副状を檔案に残す意味はないから、用済後棄てるのが原則であつて、たまたま棄て忘れたために残ったのには違ひないのであるが、残ったものがみな前述の如くであるところに何か意味がありそうに思われるのである。府への訴状の副状には別の効用があつたかも知れないことについては、下述に譲る（本稿六）。

白紙の呈 状式紙を用いずしも「稟」でなく「呈」と称している訴状も稀れに見られる。前に注(11)に挙げた二例がそうであるが、すべてがこの二例と同様に直接長官に差し出したものとは限らない。詳しくは後考を待ちたい。⁽²⁴⁾

稟 「稟」については調べがなお足りないけれども、概言して、紳衿の身分ある者が当事者として出す訴状、および総理・庄正など地方世話役や同族長老その他当事者の周囲の者が公益的見地から何事かを申し立てる場合に用いる書式であつたと言つてよいように思われる。これは任意の白紙ときには紅紙に記される。⁽²⁵⁾ これにも代書の戳記があるものが多い。総理などはそれぞれ自己の戳記を給せられているからそれを捺す。「呈」と「稟」はこのような書式の違いがあるだけであつて、法的な意味・効力においては同じことであつたと考えられる。長官の批が奥書きされることも同様である。かつ身分による使い分けといつても限界が曖昧であり、必ずしも十分に嚴格ではなかつたように思われる。⁽²⁶⁾

訴状の内容と批 訴状は各当事者から、そして場合によつては途中から訴訟に加わつたり巻き込まれたりした者や第三者からも、何度も何度も出されるものである。誰ももはや訴状を出さない状態が相当期間続くことがとりもなおさず一件落着の証しとなる（詳細は本書第三章第三節を参照）、という性質のものである。その内容は、相手

方が如何に不法であり、そして自分が如何に不当に苦しめられているかの事情すなわち冤抑の情を——或る程度手続が進んだ段階で出す訴状では、今までの手続進行の概略とそれにも拘らずなお冤抑の解けない事情ないしはさらに新たな冤抑が派生した事情を——述べることに大部分の紙面を費し、最後に何事かを請願する言葉を述べて結びとする。何を願うかと言えば、官憲の権力を発動して或る措置を取って欲しいと願う。誰それを召喚して法廷において問い質して欲しい、相手の契拠を提出させた上で法廷でお裁きありたい、衙役を差遣して督促し家屋を明け渡させて欲しい、⁽²⁹⁾長官自ら地界を実地検証して欲しい、⁽³⁰⁾監禁されている身内の者を釈放して戴きたい、⁽³¹⁾などなど、願いの内容は短い言葉によつてではあるが勿論特定されているのである。この点、既刊拙著のなかで誤解があつたことを反省する。⁽³²⁾大事なことは、それらの願いがすべて或る手続的措置をとることの願いであることである。右に挙例の家屋明け渡しにしても、「衙役を差遣して」というところに願いの眼目がある。この点で「家屋を明け渡せ」という判決を求める“というわれわれの民事訴訟の「請求の趣旨」とは本質的に異なるのである。これを受けた官憲としては、現段階において衙役を差遣するまでの必要なしと認めて請願を拒みその旨の批を与えて説示するか、その必要を認めて行動を起す——それを期待せよという意味の批を与える——かのどちらかであり、前者が「不准」、後者が「准」なのである。「准」となつて差役（差遣された衙役）が出むいてもそれで直ちに家屋明け渡しが実現することは殆んどない。この差役とは決してわれわれの考える「強制執行」の執達吏ではない。現地に行つてまずは事情を聴取し円満解決を勧める。被告にも当然言ひ分があるから容易には聞き入れない。差役は帰つてその旨を復命し、両当事者からは更に訴状が出される、というようにして手続は進むところまで進んで行く。後続の訴状においては大きな小なり新たな事情が開陳されるとともに、結びの請願の言葉もしばしば變つて行く。その段階において望まれる手続的措置を願うからである。さきの挙例の長官自身の実地検証を乞ふ訴状などは、何度も法廷が開

かれながら決定的解決に到らないという段階で出されたものである。

以上を要約して、「呈」または「稟」という形式で出され内容に着目して「状」「詞」と通称されるもの——われわれは普通これを訴状と呼ぶ——を性格規定するならば、それは、冤抑の情を開陳して手続の開始・促進を乞う請願書である、と定義することができる。

訴状に対して逐一「批」が与えられ、批の内容は大別して「准」と「不准」に分れるというのが従来の学界共有の理解である。それは勿論大局的に見て正しいのであるが、細かく見るとなお附言すべきことがある。訴状で相手を召喚して法廷を開くことを請願したのに対して、まずは差役をやつて調査せしめるといふうに、請願通りではないがともかく官憲が動き出す旨の批が与えられることがある。これもひとまず「准」の部類に入れることになる。さらには、官憲がすでに或る措置をとりつつあるのと交錯して訴状が出されて来ることがあり、これに対してはさきの訴状に対して批示したことを遵行せよまたは期待せよと言つておけばよい。「准」でも「不准」でもなく、いわば聞きおくというに過ぎないことになる。そして檔案のうちにこの部類の批が非常に多いということを知つておく必要がある。⁽³³⁾

別紙附件 訴状に別紙を添えることがある。それに大別して三種類がある。

第一、説明のための別紙。これまた二種類に分けて考えられる。①出訴者が証拠として保有する契拠の類の写しを添えるもの。これは写しであるからそれ自体が証拠となるわけではなく、他日要すれば契拠現物を法廷に提出するのであるが、予めその存在と内容を明らかにすることによって官憲の理解を得ておこうとする、つまり説明の役を果たすという意味がある。⁽³⁴⁾この種の附件はかなり頻繁に見られるものであつて、その興味で見れば檔案は契約文書史料の宝庫であるとも言える。②各種の明細書を添えるもの。窃盜や略奪・打ち壊しなどによつて蒙つた被害品

目の明細（失単）、勘定の明細、欠租佃戸姓名と欠租額の一覽表など、また土地争いにおいて係争地の絵図を添えるなどする。⁽³⁵⁾

第二に或る種の誓詞を添えることがある。これは証文類の一種でありその形式については下述（本稿五）に譲るが、これにまた二種類がある。①申し立ての内容に虚誣がないことを声明し、もし偽りがあれば甘んじて罪に服することを誓う内容のもの（「甘結」）。②すでに県城に出て来ており呼び出しがあれば直ちに出席できることを誓う内容のもの。これは県城に住む人間を保証人に立てて、この保証人から身柄引き受け証（領状）という形式で差出す。以上いずれも、このような誓詞を添えることによって訴えが真面目なものであることを官憲に印象づける効果があったと考えられる。ただそれだけのことで、後日これらの誓約が虚妄であつたからとて反坐したり違反が厳しくとがめられたりしたケースは見出されない。

第三に、一件をめぐって過去に開かれた法廷で与えられた「堂諭」の全文を録写して別紙として添えるものもある。

二 指令書の原稿

訴えを受けて官憲が動き出すとすれば、それはとりもなおさず指令書の発給という形で現われる。一般に発出文書の正本は檔案に残らず、その確定原稿を記録として残す仕組であり、指令書もその例に漏れない。細字で長官の肩書姓のあと「為云云事」と書き起す一篇の文章のあと、行をかえて「一票仰」など飛びとびの三文字を標目的に記し、⁽³⁶⁾あとは余白にして一紙に左端の方に日付、それにかぶせるように県の公印を捺し、さらにその左に「正

堂某」と大書（稀れにはたんに「稿」の一字を大書）した下に、恰も花押のように個性的な筆勢で「行」の一字を記すという様式のものであれである。胥吏がきれいに楷書で書いて提出したものに、長官（または幕友）が幾分ぞんざいな筆致で句読点を打ったり人名の横に傍線を引いたりなどしながら閲読確認し、そして殆んど例外なく大なり小なり添削の筆を加える。最後の「行」字は裁可のサインである。これらすべて墨筆であるが「行」字にかぶせて長官の個人印が捺される⁽³⁷⁾。

他官庁あてに出される文書も右と同じ様式の手稿を残すけれどもそれは後述にゆずり、管下の者に対する指令書について見ると、それにつきのような種別がある。

まず衙役を差遣するとき彼等に与える令状として、「票」「単」「籤」（また「簽」とも書く）の三者がある。差役はこれを手にして任務に赴き、関係人にこれを提示して官命に聴従することを求める。決ったスタイルとして「票」の文章は二段に分れる。前段は今ここに到るまでの事の経過の概要を叙述し、よって云云する必要がある、という言葉で結ばれる。そのあと必ず「為此」の二字をおいて後段が始まり、後段は一転して命令体となる。これがいわば「票」の正文である。「単」には右にいう前段したがってまた「為此」の二字がなく、直ちに命令文となる。例外はあるがこれが「票」と「単」の違いだと考えてほぼ間違いない。「単」は比較的単純な任務を与えるときに用いられる。「籤」はその実例が少なくしかとは分らないが、「票」に比べて緊急性が強いという意味を持つように思われる。⁽³⁸⁾

これら令状の正本は任務が終ったあと返納回収されるが、処分されてしまつて檔案には残らない。しかし極く稀れに棄て忘れて残つたものがあり、幸にして「票」の正本の実物も見ることができ⁽³⁹⁾る。天地約六〇センチ幅約四〇センチの大型の紙に飾り枠と枠内上部に横書きに「信票」の二大文字、その他若干の不動文字を印刷した用紙がで

月	日〇〇
月	日〇〇
月	日〇〇
月	日〇〇

で裁可の「行」字を与えて再び胥吏に交付した日付（原稿本文の日付と一致するかまたは一日後れとなる）、「送簽」は胥吏が確定原稿に基づいて令状正本を作成（ただし朱筆記入を待つ文字は空白）して差出した日付、「簽発」は長官がこれに朱を加え県の公印を捺して担当衙役に交付することによって「票」が発行した日付である。

衙役に与える令状とは別種の指令書として、「諭」「示」「牌」がある。「諭」とは総理など

きており、これに確定原稿から転写した本文が墨書されるが、さらに朱筆をもって要処々々に——とくに召喚令状においては召喚すべき人名の一人ひとりの頭に——点⁽⁴⁰⁾を打ったり、棒を引くなど確認の印を入れ、係りの差役の名、日付の数字、「票」が何日間有効であるかを指定する数字等が朱書され、県の公印が捺され、最後に「行」の字がこれまた朱書される⁽⁴¹⁾。署内で朱を用い得るのは長官のみであり、これによって長官が親筆をもって確認、裁定、裁可した文書であるという権威が表示される。「単」の正本が残っているものある⁽⁴²⁾。これは棄て忘れたのでなく、人の身柄の隣県への押送を命じた令状で、先方の受領印を受けて返納したものが、記録として必要であるために残されたものである。これによって「単」は天地二五センチ横ながの通常の白紙に記されたものであることが知られる。

「票」の原稿に、図のような四欄（稀れには五欄）の印判を捺し、それぞれの日付を記入しているものが多い。印判の文字（〇〇）はおしなべて不鮮明で容易に全部は判読できないが、比較的鮮明なものを拾い集めて復原すると、四欄のものは右から順に「送稿」、「発稿」（または「判発」「核判」）、「送簽」（または「送印」）、「簽発」（または「印発」「発簽」「発行」）であり、五欄のものは一番右に更に「発房」（または「発呈」「批発」）が加わっている。「発房」とは訴状に批を与えてこれを胥吏に廻付した日付であり、「准」の批であれば胥吏はその批の趣旨にそって令状原稿を起草する⁽⁴³⁾。「送稿」はこうして胥吏が作成した原稿を差出した日付、「発稿」は長官が点検・添削の上

地方世話役、同族の長老、在地の紳衿など、役所の人間以外の者でかつ直接の当事者でもなく、公益的見地から動くことを期待され得るような者に対して指示を与えるもの、「示」とは同一内容を多数者に廻覧周知せしめるもの、「牌」とは不特定多数者に掲示して周知せしめるものを言う。⁽⁴⁴⁾ 場合によっては、差役をやると同時に同族長老にも立会って和解に努めさせるというように、令状と「諭」「示」等が一組になって出されることがある。その時は併せて一枚の原稿が作られている。⁽⁴⁵⁾

三 差役の復命書

令状とくに「票」を受けて任務に赴いた差役は帰来後その復命書を差出す。折疊んだときの表紙となる部分に「票」の一字を記した書式がそれであり、普通の白紙を用いて頭役の戳記を捺すものと、それ用に印刷された所定の罫紙を用いるものがある。末尾に必ずこの「票」に添えて提出する別紙の種類枚数が記される。大部分の場合は「憲票一紙」すなわち出差の基礎となった「票」の返納だけであるが、ときには作成して来た絵図など他のものが添えられることがある。

この復命書に対して長官は、これまた何らかの批を与える。批の結びに「票」の処置を指示する。多くは「票銷」すなわち回収破毀であるが、破毀の上で別の「票」を給することもあり、また時には「票仍発」すなわち票はなお有効として任務の続行完遂を命ずることもある。

しかしながら、令状が出れば必ずそれに対応して復命書が出されるというものでは決していない。「票」の出た数に比べて復命書が出ている数は到底半数には及ばない。復命書の出ない令状はどうなってしまったのか、不思議の

一つであるが、恐らく緊要でないものは口頭報告ですんでたのであろう。また復命書の日付は令状の日付から二十日ないし一月程度を経ているのが常である。「票」の原稿には、時には「尅日」(可及的速やかに)と記されることもないではないが、大多数の場合「限○日内」と期限が定められ、その数字は長官が填注する。信票正本にも「限○日銷」(○日を限って回収破毀)なる不動文字があり、ここに日数が朱書される。その日数は三日か五日が大部分であり、短きは即日、長きは極く稀れに十日がある程度である。しかるに復命書の日付は前述の通りであつて、信票自体に指定された期限内に復命書が出ている例は無いと言つてよい。⁽⁴⁶⁾ これでは令状に期限を定めることに何の意味があつたのかと疑われる。これまた不思議の一つである。後考を待つより外はない。⁽⁴⁷⁾

四 法廷記録

法廷という言葉をも十分広義に用いて、長官が威儀を正して着座し、書記・廷吏が居並んだ場に、当事者の双方または一方、その他複數にせよ單數にせよ何者かを出頭せしめて、訊問・弁論・説諭・検証・体罰の執行等を行う手続の汎称として法廷と言うことにする。法廷が開かれると必ず「名單」と録供(かりにこう呼ぶことにする)が作成されて檔案に残る。

「名單」とは開廷準備の一つとして胥吏が作成して着座する長官の卓上に置く書面である。係りの書吏と衙役の名、出廷予定者の名を記し、中間を大きく白紙として左端に「某月 日訊」と日だけを朱筆による填注のため空白にした日付を記す。長官はこれに基づいて恐らくまず人定訊問を行ったと思われ、出廷を確認した人名の頭に朱で点を打つ。そしてこの名單の空白部分を朱筆による書き込みに利用する。その法廷において如何なる結論を出して

申し渡したかの大要すなわち「堂論」を書き込み、出廷者のうち或る者について拘禁、保釈（単純な放免でなく）など身柄の確保措置を取ったときはその旨を、多くはその人名下に記入する。

録供は名单のあとに貼り継がれる墨筆の記録であり、記録係りの胥吏が閉廷後に作成して長官の検閲確認を求めるものである。一問一答式ではなく、各出廷者ごとに行を改め一段落を充ててその供述の概要をまとめて記す。そして最後に長官の発言の概要つまり堂論を記すものが多い。朱筆をもって各段落の頭に点、末尾に勾形を記すのが長官確認済みの印であり、極めて稀にはあるが長官が訂正を加えている例もある。⁽⁴⁸⁾

なお、出廷者が法廷で陳弁すべきことの内容が複雑で口頭だけでは尽し難いと考えるときに、「親供」「供摺」などと称する委細を尽くした文章を予め作成して、持参し提出することがある。これは録供の次に綴られる。前述した堂通の訴状と機能において相似るわけであるけれども、こちらは委細を尽すことを旨とし、字数にも制限がない。⁽⁴⁹⁾

名单の堂論（朱論）と録供の堂論（墨論）との関係について言えば、①朱論と墨論が同文できちんと対応しているもの、②朱論だけがあつて墨論のないもの、③朱論がなくて墨論だけあるもの（その亜系として朱論よりも墨論の方が長文で整っているもの）という三部類がある。数の上では、①と②はほぼ同じくらいで①の方がやや多いかと思われる程度、③はずっと少ないがそれでも極めて稀れというわけではない、⁽⁵⁰⁾というのがおおまかな印象である。③の例があることは、胥吏には本来長官の口頭の発言をまとめて堂論として記録する職責があつたことを物語る。⁽⁵¹⁾朱論があつて墨論がない②のケースは胥吏の横着であるが、大目に見られていたのであろう。

名单にはいろいろの種別があり、それぞれの修飾語を冠して呼ばれる。両造対質の通常の法廷のものを「提訊名单」、二度目以降の法廷では「覆訊名单」という。⁽⁵²⁾上訴があつて、上級官庁の指令で別の官員が派遣されて長官と共同で審理に当たるとき「会審名单」⁽⁵³⁾、長官が土地境界など現場検証した機会にその現地で法廷を開くとき「詣勘名

「単」と言う。⁽⁵⁴⁾ 訴状を出しに來た者をそのまま帰らせず即日一応の訊問を行った「訊供名單」などいうものもある。⁽⁵⁵⁾

民間に暴力沙汰があつて怪我人が出たとき、傷害の事実と程度について取敢えず官憲の確認を受けて記録に残し後日の争訟に備えるために、被害者を運び込んで検証を求めることがある。そのとき作成されるのが「驗傷名單」⁽⁵⁶⁾であり、死亡者の検屍を行うとき作成されるものを「相驗名單」という。⁽⁵⁷⁾ この両者の録供には關係人の供述のほか必ず係りの件作（身体檢証の専門知識をもった衙役）の供述が記される。相驗名單はさらに「屍格」すなわち検査すべき身体部位を数十欄も並べて異常の有無を逐一記入するように作られた刑部から頒発される小冊子に、検査所見を填注したものが添えられる。

行刑や身柄の押送と関連して作られる名單もある。枷号に処せられた者——そのこと自体は提訊名單の堂論に記される——が満期になったとき、これ呼び出し悔悛の情を確かめて釈放するという手続が踏まれ、そのとき「疎枷名單」⁽⁵⁸⁾が作られる。檔案中に一つだけ現われる「擬斬名單」なるものは、斬刑を執行するに臨んで長官自らその旨を言い渡し冤罪を申し立てる意志のないことを確認する手続のために作られたものである。⁽⁵⁹⁾ 流謫地への押送に臨んで犯人を呼び出して説示した「起解名單」、押送衙役を点呼した「点解名單」などいうものもある。⁽⁶⁰⁾

「提比名單」（たんに「比單」ともいう）なるものを少なからず現われる。「比」とは督促・懲罰手続である。或る者を呼び出して命ぜられたことの履行の遅怠を叱り、改めて日限を言い渡し、その日限までに履行しなければ体罰を加えるぞと威嚇し、ないしは実際に体罰を加える、⁽⁶¹⁾ そのような手続のためにやはり名單が作られるのである。

比責の対象となる者に大別して二種類がある。一つは「玩差」すなわち令状を受けながら真面目に執行しない衙役を呼び出して叱るもの、⁽⁶²⁾ 一つは訴訟の進行中に或ること（たとえば契拋の提出）を命ぜられ、または訴訟の結果或ること（たとえば相手方に金銭の給付）を命ぜられかつ受諾しながら、履行を遅怠している者を呼び出して威圧を

加えるものである。⁽⁶³⁾ 後の場合その者の身柄は履行まで拘禁または保釈の状態におかれる。

以上のほか、修飾語なしにたんに「名単」と題されているものも少なくないが、その実質は上記のいずれかに分類できるものようである。なお名単が作成されたがその直後に和解が成立したなど何かの理由で法廷が開かれなかったときには、朱の加わらない白紙の名単が檔案に残ることとなる。⁽⁶⁴⁾

五 証文、一札

訴訟に関連して当事者が長官にあてて一札を入れる必要がしばしば生ずる。このような証文類は天地約四〇センチとひとときわ高い縦ながの用紙に記されることによって、一目でそれと分るようになってゐる。提出者は署名の下に花押しまたは墨で拇印を捺す。内容が特に重大であるとき（たとえば身内の死亡者が他殺に間違いないと誓ったり、逆に他殺でないと認諾するときなど）は、墨で朱模（男は左手、女は右手）を捺すものもある。⁽⁶⁵⁾ 証文類にも代書の戳記があるのを常とする。

証文類は大別して「結状」と「領状」に分けられ、さらに言えば第三の部類として「繳状」がある。「結」とは誓を立てる意味であり、「領」とは受領、「繳」はその逆で差し出し納入の意味である。

証文類のいわば代表格のものとして「遵依結状」がある。これは法廷における堂論に対応して各当事者が閉廷後に作成して提出するものであり、裁定内容を記述しこの裁定を受諾して再び争わない旨を誓約する。これを取り揃えることによって一件落着する筈のものであるが、事実はなかなか一回の遵依結状だけでは片付いていないことは、戴氏も指摘される通りである。⁽⁶⁶⁾ 訴訟の途中で和解が成立したときには長官あてに「和息甘結」「息訟甘結」が出さ

れるが、往往これもまた「遵依結状」と称されている。⁽⁶⁸⁾これは和解による取決め内容は殆んど記さずただ再び争わないことを誓約する。⁽⁶⁹⁾驗傷名単のあとに、立会った身内の者の「指傷結状」と件作の「甘結状」を添えてあるものが見られるが、⁽⁷⁰⁾これまた法廷での確認事項について証文による裏付けを取ったものであつて、遵依結状の亜系といつてよいであらう。

本稿一「附件」に前述した、訴状にまゝ添附することのある虚誣なき旨の誓詞は「甘結状」「切結状」などと称せられる。⁽⁷¹⁾「指傷結状」を訴状に添えている例も見られる。⁽⁷²⁾なお特殊なものとして、紛失した土地契拠に代るべき官の証明書の発給を請うために本人から「切結状」多数の保証人から「保結状」を入れているものがある。⁽⁷³⁾

「領状」はまた大別して人の身柄の引受け証と物品の受領証に分けられる。たんに「領状」と題されているものは大部分が前者である。前者はまた「保領状」ということもある。身柄の引受けは県城に住む人間とくに店を出している舗戸がするのであるが、これにまた二種類がある。第一は「投到」すなわち地方に住む訴人が確かに県城に出て来ており呼ばれば何時でも出頭できる状態にあること（「在城候訊。随喚随到」を保証するものであり、既述のように訴状に添えて提出される。⁽⁷⁴⁾第二は、法廷で審理を受けたあと單純に放免されず然るべき保証人を立てることを命ぜられた者、すなわち保釈となつた者の身柄の引受け証である。その保証内容に、「投到」と同じく「随喚随到」の状態におくことを保証するものと、家に帰らせて将来再び非行をなさしめないこと（「回家守分安業」を保証するものとの二種類がある。⁽⁷⁵⁾拘禁中に発病した者を医療のために保釈するときにも同様に保証人から「領状」を入れさせる。⁽⁷⁶⁾死者の遺体の措置を総申・保長など地方世話役に命じて引取らせるとき、この者から「収管状」を入れさせる。⁽⁷⁷⁾身内の者が引取るときは「領埋状」を入れる。⁽⁷⁸⁾

物品の受領証はたんに「領状」ということもないではないが、⁽⁷⁹⁾多くは「領契状」「領銀状」など目的物を表示し

た名で呼ばれる。「領契状」とは証拠として法廷に提出した契拠の返還を受けるときにその証しとして入れるものである。⁽⁸⁰⁾契拠をいつ提出したかは——恐らく何か預り証を交付したのであるが——一般には記録に残らず、返還だけが大きく檔案に現われることになる。「領銀状」は「繳銀状」と組みになっている場合が多い。訴訟の結果当事者AがBに或る金額を支払うことに決ったときに、Aは現金に添えて「繳銀状」を入れBは現金を受領して「領銀状」を入れる。どちらもあて名は長官であり、長官を介して授受が行われた形として記録に残すのである。⁽⁸¹⁾現金を所定の期日まで納めることを誓約するものもあり、これを「限繳銀状」という。⁽⁸²⁾金銭以外では、家屋の明け渡し期日を約した「限状」、期日にその明け渡しを受けたことを証する「收領厝状」などが見える。⁽⁸³⁾いずれにせよ檔案に残るのは長官を名あて人として作成した証文類だけである。

六 官庁間文書

下級官庁に対する指令書（下行文）として「札」がある。上級官庁に対する報告・申請書（上行文）として「詳」と「申」があるが、両者がどう違うのかまだよく確かめていない。稀れに「稟」と題するものもある。同級官庁間の平行文として「移」がある。稀れに「咨」と題するものもある。いずれも来文はその正本が、行文はその原稿が檔案に残る。つまり台北府から来た「札」はその正文、典史や大甲巡検に出した「札」はその原稿、逆に典史・巡検からの「申」はその正文、台北府（時には府を経由して督憲・撫憲・臬憲・道憲等各級上司あて同文の報告書数通を取り揃えて出すこともある）に出した「詳」「申」はその原稿が残る仕組である。⁽⁸⁴⁾「移」をやとりする相手としては淡水、彰化等の隣県のほか武営と教官および臨時の委員などがある。⁽⁸⁵⁾

興味あることとして、長官が離任するに当って後任長官に対して「移」を出して事務引継ぎをしている例がかなり沢山見られる。これも原稿が残るが同時に併せて正本も残っているものが多い。⁽⁸⁶⁾ 勿論すべての繫属中の訴訟案件についてこのような引継ぎ文書が作られるのではなくして、当事者の提出した契拠を預っている場合と当事者の身柄を拘束している場合に、遺漏なきを期するためこの種の移文が作られたものと考えられる。重罪の嫌疑濃厚でありながら自白しない犯人が未決拘留となっているために、相継ぐどの長官のもとでも解決されず、引継ぎの移文だけが延々と続いているというケースもある。⁽⁸⁷⁾

もうひとつ興味があるのは、上級官庁が下からの「詳」「申」を受け、これに批を奥書きして差し戻すときの書式が、檔案を見てよく分ることである。「詳」「申」の原稿を見ると正文と併せて「副申」というものが作られている。それは正文と同文であることもあれば正文との対応関係を同定し得る程度に内容を簡略化した文章であることもある。後者の場合「簡文」とも言う。正文と副文は併せて送られる。上級官庁が批を与えるときには正副両方に同じ批の文言を奥書きする。そして正文の左端近くを裏側に折畳み、これを副文の左端近くに重ねて割書きして割印を捺し、かつその割書きの左側に大きな円弧を画き差戻す先方官庁名を記す。その上で正文を保存し副文を差戻す。この割書きと上級官庁の批のついた副文が下級官庁の檔案に残ることになる。⁽⁸⁸⁾

なおまた当事者が台北府に差出した訴状（つまりは上訴）⁽⁸⁹⁾が、府の批を受けて新竹県に廻付されて来ているものがある。これにも同じく割書き割印と円弧がついている。何と重ねて割書きしたかと言えば、恐らく前述の副状と割書きした、そしてこれは副状を府に留め正状を送致したのであろう。

七 その他

檔案のなかに普通の手紙もいくつか含まれている。官庁間で公文によるほか官員同士の信書で交渉することもあり、また知県を訪問し歓待を受けて立去った客人が県からつけた運搬人夫に荷物を持ち逃げされた被害を手紙で知らせ、そこから一件が始まったりもする⁽⁹⁰⁾。さらには澎湖庁から打つて来た電報一通が残っているのも珍とすべきであろう⁽⁹¹⁾。証拠文書の現物としては、借金証文が残ることはすでに述べたが(注(34))、糧串が残っているものが二例見出される⁽⁹²⁾。法廷に出された契拠類が偽造と判定されたり、その他何らかの理由でこれを世に残しておいては将来無用の紛糾を生ずると判断されるとき、これを毀抹して案に附するということが、書籍となった判語に——宋代の『清明集』以来——しばしば現われるが、淡新檔案のうちにもその実例をいくつか見ることができ、契拠紙面に大きく朱(と思われる)筆で「銷」「銷存案」「塗銷附案」「堂銷附案」などと記されているのがそれである⁽⁹³⁾。逆に紛失契拠に代るべきものを官が発給することもあったことはすでに述べたところである(注(73))。

最後に附言すべきこととして、訴状の提出なしに始まりかつ終っている案件が少数ではあるが見出される。衙役や総理が——被害者の届出を受けてまたは届出がなくとも自己の職責として——盗みや賭博の犯人をつかまえて突出し、ただちに法廷において体罰を加えて終っているといった類の案件である⁽⁹⁴⁾。なおこの関連で盗の被害を総理に届けた「投詞」なるものが、総理が犯人の身柄と同時に県に差出した稟に添附されて檔案に残っているものがある⁽⁹⁵⁾。けんか傷害を知県に口頭で訴え、ただちに令状(単)が出て加害者が召喚され簡単に和解で終っている例もある⁽⁹⁶⁾。強盗や官庫の窃盗については官憲が「訪問」(探知)に基づいて動き出している例がある⁽⁹⁷⁾。

以上、本稿はいわば觀察記録であつて、始めに述べたように何事かを立論しようとしたものではない。ひとまずこれで終ることとする。

(1) 淡新檔案を対象とした、またはこれを史料として大いに活用した戴教授の著作として、「清代台湾的屯制養贍地及屯田」〔社会科学論叢〕国立台湾大学法学院、第四輯、一九五三年〕にすでに若干利用されているのをしばらくおいて、(A)「清代台湾の隘制及び隘租」〔法制史研究〕八号、一九五七年号)、(B)「清代台湾における訴訟手続について——淡新檔案を資料として」〔国家学会雑誌〕八一巻三・四合号、一九六八年)、(C)「淡新檔案選録行政編初集」(台湾銀行經濟研究室編印、台湾文獻叢刊第二九五種。既刊四冊。以下中断未刊。一九七一年)、(D)「清代台湾之郷治」(台北・聯經出版事業公司、一九七九年)——とくにその第八篇「地方官治組織及其運用(附論)」は訴訟と關係が深い——等がある。以下頭書のA Bで引用する。檔案の由来、分類編別と件数はC第一冊に見え、台湾における官庁設置・行政区画の沿革はD六一九〜六二二頁に詳述がある。

(2) David C. Buxbaum, "Some Aspects of Civil Procedure and Practice at the Trial Level in Tanshui and Hsinchu from 1789 to 1895", *Journal of Asian Studies*, Vol. 30, No. 2, 1971. その二六五〜六頁に年次別件数一覧表が見える。その他、陳計男「我國固有典習慣与民法典權之比較」〔戴炎輝先生七秩華誕祝賀論文集・固有法制与現代法学〕台北・成文出版社、一九七八年)にもこの檔案が補助的に利用されている。管見の及ぶ限りではそれだけである。

(3) 滋賀秀三「清代中国の法と裁判」(創文社、一九八四年)。以下拙著と略称する。

(4) 日本の国会図書館に太湖厅の檔案、四川省成都の檔案館に巴県の檔案の所蔵が知られている。後者の一部を実査し利用した論文として、Madeleine Zein, "The Rights of Tenants in Mid-Qing Sichuan: A Study of Land-Related Lawsuits in the Baxian Archives", *Journal of Asian Studies*, Vol. 45, No. 3, 1986. など。

〔後記〕言うまでもなく、二〇年前のこの情況は今では変つてゐる。巴県檔案も極少部分ではあろうが一部はテキストを活字化して刊行された。そのような新しい史料情況を総合的にいささかなりともフォローする試みは、ここでは断念して旧文のままにしておく。

(5) なお「刑事」のうちでも「総務」、番号で三二〇〇番台は刑事行政の案件であって訴訟案件ではない。

(6) 檔案 22212-1; 22220-9 など。「竹塹社属」などと蕃社名を記すものもある (22219-1)。なおこの最後の例の人物は見て行くと生員であり、別の案件にも現われそこでは「番生員」と呼ばれている (22514-100)。生員まで生じていたことは高砂族漢化の程度を知り得る点で興味がある。

(7) 汪輝祖「学治贅說」(『汪龍莊遺書』華文書局、一六五頁)に「放告須在日中。可以從容閱訊。令代書旁伺。情節不符、即可根問保、戡及作狀之人。立究訟師」とて、訴状に不審があれば代書に向つて誰が保戡したのか問い詰めよと言う。檔案 22408-13 差役の復命書に「査許時行有赴前憲呈訴。代書高連標孫正邦蓋戡。定有認、記保戡。応請憲恩、着令前代書高連標孫正邦、并行跟赶、以便稟訊」とて、過去に代書の戡記ある訴状が出ているからにはそのとき認記保戡した者がある筈だと言う。この認記保戡のことを狀式紙で「認戡」と言っているのであろう。

(8) 檔案 21202-14; 21202-8 など。

(9) 戴氏 B 二二頁。

(10) 同治末年までは淡水分府(正式には「同知」)、光緒元年から四年までは台北府知府、光緒五年以後は新竹県知県であるが、それを長官と汎称することにする。

(11) 訴状に対する批のなかで「詞無代戡并斥」と、代書の戡記がないことを叱っている例が見られるが (33139-15)、それは具呈人だけでなくそれを受取つた窓口の者を叱る意もあると考えられる。光緒十六年九月十五日陳再生の(父の釈放を乞う)訴状も狀式紙に記されながら戡記がないが、その統呈(十月一日付)のなかで「復經於九月間、生以慘情呈訴。代書又不戡。無奈將呈攀叩仁堦捧読」すなわち前状は代書が戡記を拒むので仕方なく、長官御前のきざしで読み上げて御受納願つたものだと言ふ (32611-103; 104)。なおもっと典型的な直訴として、県城まで出にくい者が長官が近くまで巡行して来た折に駕前に膝まつて差出すものがある。檔案 22303-1 (文中願の言葉に「茲蒙親臨。恩准順途查勘、嚴究追還婦管」とあることによつて知られる)、23310-1 (その統呈たるに「感蒙俯憐、論准究弁等因」とあることによつて知られる——前呈に不准の批が記されているけれどもそれは後日に記したもので、その場では長官は口でよし、と言つて受取つたのである) などがそれであり、「呈」ではあるが普通の紙に記され、代書の戡記がないかわりに署名の下には花押か拇印がある。二例とも提訴者は婦人である。以上直訴の三例いずれも後述する「與呈」の註記または印判を受けている。

- (12) たとえば檔案 22213-19、これは現物に就いて見たものである。
- (13) 大清律例卷三〇〔誣告〕條例四「凡詞狀止訴、告、訴、告実犯実証。不許波及無辜、及陸續投詞、牽連原狀内無名之人〔下略〕(雍正三年定)」という清代後半には到底遵守され得べくもなかった規定に見える「訴」の字を始めとして、被告の応訴を特に「訴」という用語法は書籍史料中に相当広く見られる。
- (14) ただし「喊呈」と書いたからとて特に違つた扱いを受けたとは思われない。その他、後述「投到」の誓詞を添えるとき「投呈」としたり(22401-30)、前狀が誣告であつたことを謝つて訴訟から身を引く願に「退呈」としたり(35504-29)、適宜に字を書いてよいものであつた。
- (15) 檔案 22409-25; 33218-12; 32502-6 など狀式紙を用いた例。
- (16) ただし実態は戴氏所説(B二二頁)の通り紳衿については抱告は任意であつたと見るべきであろう。生員が本人で提訴している例はいくらでもある。逆に資格なき者には抱告を立てることを許さないという原則は厳しかったと思われる。五十六歳の平民が息子を抱告に立てて兩人で出廷したのに対して、長官は「既無功名、年又未到六十。何以用抱告。不准」と叱責して本人だけを訊問しているという例も見られる(33413-12, 13)。
- (17) 道光期の一例として22601-3以下。咸豐期のものとして22601-37(元年)、22602-4(七年)。道光期の様式では「被告」「干証」「地保」「做狀」「歇家」「認讞」の各欄は表紙でなく拊目のあとにおかれている。
- (18) 檔案現物からの抄録。写真では21204-6; 21204-8; 22614-11などが比較的鮮明。原文中の略字は正字になおして記す。なお道光期のものは箇條の順序が若干異なる。
- (19) 檔案 22609-32(光緒九年)、22514-51, 53(光緒十一年)より。
なお以上は光緒五年台北府が現在の台北の地に移つて淡水・新竹・宜蘭三県と基隆庁を統括する上級官庁たる実体をそなえた後の時期の狀式紙について述べたのであるが、光緒元年から四年まで、台北府がなお新竹の庁舎にあつて知府が県政を行つていた時期の狀式紙も、上述と全く同じ規格のものであつたことが、その時期の檔案を見ることによつて知られる(22213-3等)。しかしそのうちで注意事項の部分が残っているものが見当らない。ただ知県が着任して県政を行うようになった後にも光緒五年十一月に用いられた狀式紙22607-3はなお同じ版木をそのまま用いており、これに注意事項が残っている。これによれば、この時期の台北府の注意事項は、台北の地に移つてから後のものとは始めの数箇條が異なつており、總條数も一條少な

かったことが知られる。左に異なる部分を掲げておく。

一、已 赦前事告言人罪者、即以其罪罪之。(これは同文)

一、詞狀波及無辜、及統呈牽連原狀内無名之人者、不准。仍從重治罪。

一、命盜案不開起事年月日期、命案不開正傷、盜案不開失單、詐贓不開過付見証者、不准。

一、旧案不開通過呈詞月日、不錄前批、及訴詞不叙被控案由者、不准。

一、以無影之事架題混告者、將誣告之人加等治罪。

一、告田土無管業契捌、婚姻無婚約媒証、錢債無借單中保、爭產無分產圖書者、不准。

一、首告蠹役土棍、……以下諸條、本文に掲げたものと同じ。

この2267の狀式紙は一見台北府のものと思いがうけれども、よくよく見ると官名の長い肩書の末尾は確かに「新竹県正堂」となっている。思うに、台北府が台北の地に移るときこの版本は新竹において行つた。そして一般に狀式紙の版本は長官の交替の度ごとに入れ替えがきくように、官名の部分だけは別の木料を嵌め込む方式になっており、着任した知県は新たな県規格の版本を作るまでの間、当座これを利用していたのである。(ただし光緒四年三月の台北府の狀式紙で二五字一行という変つた規格のものがある(23204)。後考をまつ)。

(20) 戴氏B一二四頁。與呈は欄與呈の略称。原義は外出巡行中の長官を待ち受けて直接差出すことであるが、前注(11)所掲のような諸例は別として、代書の載記まである訴狀をわざわざそうした原義通りの仕方では差出す必要があるとも考えられず、通常の訴狀でただ「與呈」という印版があるのは、実際にどうしたのかよく分らない。

(21) 檔案22102-36; 22104-27; 22302-36; 22406-19; 22406-20; 22048-19; 22605-11, 13, 22; 22703-2. 以上が見当つた副狀のすべてである。

(22) 那思陸『清代州県衙門審判制度』(台北・文史哲出版社、一九八二年) 六四頁。

(23) 批は揭示して通達されるものであつたという事実はもちろん動かない。訴狀の過去に受けた批を記す欄に、「未蒙懸示」と記されている例もある(23244)。それとは別により確かな記録として副狀を貰い受けることもあつたのではあるまいか。

(24) たとえば檔案23504-1は口頭で訴えてすぐ法廷が開かれ、「呈」は後で作られたもの——戴氏が補呈と言われるもの(B一二三頁)——であるらしい。いろいろあつたわけである。

- (25) 紅紙の例として22215-1、ただし写真では、白紙でも地がかなり黒く出るものがあるから紅白の確かな弁別はできない。
- (26) とくに生員の場合、どちらとも一定していなかったように思われる。
- (27) 檔案22417-4「懇准迅提劉子謙・彭殿華・古阿寬・黃樞垣等、到案質訊」。
- (28) 檔案22417-8「恩迅吊驗韓阿運契契、提集訊斷」。
- (29) 檔案22103-1「恩准飭差、嚴押搬清還管」。
- (30) 檔案22419-50「恩准親勘、定鉄案於千秋、超冤憤於一日」。
- (31) 檔案33319-91「恩准刻提漢子甘南旺、訊察開積、俾得回家調治」。
- (32) 拙著一五三頁に「当事者の側で官の判断すべきことを先読して、……救済措置を或る程度具体的に表現して願出ることがあったのだ、と理解してよい」などと記したのは当たらない。具体性のない請願はない。現時点において思い当る特定の手続推進を願うのである。
- (33) 拙著一五九頁に例示した檔案21202-12, 14, 16などみなそれである。
- (34) 単純な借金証文については、写しでは指信できぬ現物を出せと批示されて、二度目の訴状に現物を添えて出したり、差役に託して提出したりして、それがそのまま檔案に残る例がある(33405-4, 23413-4)。借金証文は土地の契契などと異なつて訴訟によつて満足を得てしまえばあとは用がないからである。
- (35) 面白いものでは、相手が符書を用いて己れの幼い息子二人を呪い殺したと訴える訴状に、符書の写しであると称して、細かい文字でびっしりと八十行にも及ぶ文面とその随処に奇怪な人面その他の絵図を挿し挟んだ文書を添えているものがある(21206-5)。
- (36) この三文字の第二字目は票、単、論、など文書の種別、第三字目は「仰」「飭」「差」「催」など命令態様にかかわる文字がおかれるのが常である(稀れに「一改差」「一出示」など例外もあるが)。しかしこれにはあまり気を取られる必要がない。これは指令書正本には転写されない文字であり、あとで檔案を繰つて見るときに見出しとして役立つよう、原稿に附された標目だとしておけばよい。文書の種別自体も文書本文のなかに記されており、たとえこの標目がなくても不足するものは何もないのである。稀れには標目が間違っていることもある。
- (37) 胥吏が起案したが長官が発給の必要なしと認めるときは、多くはその理由を端書きして、添削を加えず「行」を記さない

ままの状態で檔案に残る(22202-198; 22206-9など)。「行」字が裁可のサインとして用いられるようになったのは、南宋以降のことであるという(漢語大詞典)。

(38) 籤の例として21401-14; 22440-51, 22510-20(標目は「一票仰」とあるのは誤); 22514-1; 33111-1; 33319-25; 33505-101などがあるが、民間に不穏なる実力抗争の動きがあるときその至急制止を命ずる内容のものが多い。なお「火籤」と呼ばれる緊急召喚に用いる竹の札があり、開廷中長官の卓上におかれており、必要が生ずるとこれに召喚すべき人物の姓名を記して差役を走らせたと言う(白井新太郎『台湾清時ノ司法制度』一九〇一年、六二頁)。この火籤の語は訴状の中でも「訊賜火籤」というふうに厳しい令状という意味に用いられており(32702-1)、「籤」の字には緊急性の語感がある。

(39) 檔案22506-41; 22514-108, 109; 23103-5; 23307-6(未発給。朱の入らない票); 32202-8; 33109-5; 33311-9。

(40) 「堂上一点硃、民間千点血」なる諺の「一点硃」を、拙著一九二頁注(44)で後述名单上の朱点と解したが、この召喚令状に打つ朱点と解した方がいっそう適切である。

(41) 以上、信票の規格・様式は一九八六年に訪台した寺田浩明氏に実査を乞うたものである。記して謝意を表する。

(42) 檔案33611-119; 33317-24など。

(43) 胥吏が批を見て「票」の原稿を作るものであったことは、23310-2の訴状に「查批案王石氏呈催。蒙批『候核案催辦』等因。下書叙以伝訊稿送核。是否可行、出自鴻裁□遵。沾叩」、つまり批の意味が明瞭でないので一応召喚令状稿を作りましたが、これで宜しいかどうか御裁決下さいという意味の附箋があることによって知られる。また、後述差役の復命書に与える批に基づいて胥吏が新たな票稿を作ることあった筈である。

(44) 檔案22202-214; 22409-11など数少ない牌の例。なお「牌」の字は淡新檔案では確かに揭示の意味であるが、他の書籍史料では上級官庁から下級官庁への指令書の意味に用いられる場合が多いので注意を要する。

(45) その例は枚挙にいとまがない。「論」の正本が残っているものが二例(22513II-18; 22601-42)。「示」の正本も一例(22202III-140) 見出される。

(46) もっとも「票」についてわれわれが知り得る日付は多くの場合前述「発稿」の日付であるが、それから実際に票が出る「簽発」までほぼ五日を要したものと見ておけばよいようである(一例として22514-107と22514-109の日付を比較すれば分かる)。ただし発稿の翌日に復命書(紛争で死者が出たことを報告)が出ているというような例外はある(22510-21)。

- (47) なお「諭」については特に決った復命書の形はない。返答するとすれば訴状のところで述べた稟の形をとる。
- (48) 檔案 22102-48 など。なお 22410-85 では訂正でなく全面的に「録供不好」という評語を与えている。この一語は、われわれもこの書式を「録供」と呼んでよいことの史料の根拠ともなる。
- (49) 檔案 22410-79 (この時の録供が 83 に納まっているのは錯簡)；22521-71；22601-26。いずれも「親供」。檔案 22440-31「供摺」(先立つ状式紙-36 はいわば供摺差出しの辞として添えたもの。代書の戯記もないし堂通の印判もない)。
- (50) ③の例として檔案 222021-20；222021II-150；22405-10 など。亜系としては檔案 222021-4；34202-4 など。
- (51) 拙著一六九〜一七二頁参照。
- (52) ただし窃盜案件などで犯人一人だけの提訊名単もある。
- (53) 檔案 22416-28, 32；23209-6, 10 など。22148-49 もたんに「名単」とあるが会審である。それに続く繳銀領契狀(一5)のあて名が「委憲県憲大老爺」となっていることによつて知れる。
- (54) 檔案 22506-44。
- (55) 檔案 23207-5。なお「送訊名単」というのがあるが内容は「提訊」とどこが違うのか分らない(22601-25)。
- (56) また「提驗名単」ともいう。檔案 22103-4；22413-2；32201-4；32205-2 など。
- (57) 檔案 22514-125；34108-18 など。34103-1 に屍格だけあつて名単がないのは散佚したものであろう。訴訟以外でも、監禁中の死亡者や身元不明の路傍死亡者について、同じような検屍の手続が踏まれた。刑事・総務・驗屍の部(31601〜31606)にそのような案件が集められている。新竹県の牢獄で人が死ぬと淡水県知果が件作をつれて出張して来て検屍を行い、淡水県の牢獄で人が死ぬと新竹県知果が出張するという仕組になっていたことが分る。
- (58) 檔案 22604-31；22406-28；33109-11 など。
- (59) 檔案 33402-23。同一人についてもう一つ同じ日付の擬斬名単があるのは(26)、どういうわけがよく分らない。
- (60) 檔案 33611-120, 121。これは当時徒・流に代る便法として澎湖島送りという処罰法があり、そのためまずは淡水県に向けて押送したもの。刑事・総務・互助移解の部に身柄押送の案件(秋審のための押送を含む)が集められており、そこにも「点解」「起解」の名単が見える(31401-8；31417-8 等)。そこでは「点解」と「起解」は同義のようである。
- (61) 檔案 23413-17 は疑いもなく体罰を加えた例。

(62) これを「比差名単」とも言う。檔案 21302-11; 225131-51; 22702-16 など。玩差の比単には、名単だけで録供が附かないのが普通である。

(63) 檔案 22102-29, 31, 33 (契稅提出の督促) 22102-43, 47 (堂斷租穀の取立つ) 23411-18, 20 (堂斷銀三百元の取立つ) など。

(64) 檔案 22440-46; 22506-96; 22518-2 など。

(65) 檔案 34108-5, 7; 33407-27 など。

(66) 戴氏 B 一三二頁。

(67) 檔案 23422-21, 22, 23; 22708-105, 106 など。

(68) 檔案 23803-7, 8; 23705-9, 10 など。

(69) 取決めの内容が書かれるとすれば、それは調停人から差出す和息の「呈」「稟」のなかに書かれる。

(70) 檔案 33505-28, 29。

(71) 檔案 22609-15; 23104-2 など。

(72) 檔案 22614-3。

(73) 檔案 23210-18 以下。同様のことが文中に見える事例として、檔案 22803-10 訴狀「迨嘉慶貳拾年間、墾契被火焚失。取具隣結、呈何前戶憲。恩准給照管業」。

(74) 檔案 22608-22; 22702-7, 10 など。「投到」の語は領狀本文や訴狀のなかに見える。

(75) 檔案 23408-9; 22414-14, 15 など前者の例。檔案 33120-7; 33319-102, 121 など後者の例。

(76) 檔案 22703-19 など。

(77) 檔案 33305-15; 33402-27。

(78) 檔案 34103-4。

(79) 檔案 23601-32 (木材受領証) 23308-33; 22705-25 (いずれも実質は領契狀) など。

(80) 檔案 22708-80; 22709-6 など。

(81) 檔案 23411-16, 17; 23206-11, 12 など。

- (82) 檔案 24201-24; 22609-28 など。
- (83) 檔案 22610-20, 21.
- (84) 台北府からの「札」として 22506-15, 26; 22609-83, 87 など。大甲巡檢への「札」稿として 22440-65; 22506-19 など。典史への「札」稿として 22517-10 (その14は典史からの「申」)、『22521-55 (その64は典史からの「申」) など。
- (85) 檔案 22608-4 (新竹県儒學正堂へ——ただし儒學へは「札」のこともある 21401-4)、『32611-5 (武官から)、『32611-115 (武官へ)、『22302-4 (竹塹清賦總局へ) など。
- (86) 檔案 22416-56, 57; 22418-52, 53 など。前任者在任中に死亡のときは「家屬」名義で移文を作り典史が代つて「行」字を注する (32611-101)。
- (87) 檔案 33405. 人家に押入った盜賊が侵入に氣付いて捕えようとした主人を殺害した事件。一味の范阿河は(恐らく主犯格たる嫌疑濃厚であつたのであろうが)外で見張りしたとと賊の分前を取ったことだけ認めて他は口を割らない (30, 31, 光緒九年正月の法廷)。よつて監禁となり同年十月と十二月に再度訊問されても前言をかえない (81, 82, 87, 88)。以後「監犯范阿河一名」をめぐつて、知県交替ごとに移文が作られ光緒二十年二月まで檔案は続くが結末はどうなつたのか分らない。
- (88) たとえば檔案 22506-61は台北府への「詳」稿、『70・71はその副文が戻つて來たもの。22506-88と89・90の關係、22609-78・79と81・82の關係などみな同じ。逆に大甲巡檢からの稟は、副文を返したので、正文に批を與書きし割書きの右半分が記されたものが残つてゐる (22506-36)。ただし批を与えなければ正文と副文が揃つて残ることになる (22506-72, 73)。
- (89) 檔案 22506-40; 22609-32 など。まさしく書籍文献に言う「上司批発」である (拙著三五頁参照)。
- (90) 檔案 22434-4 (その返信稿-6)、『33124-1; 33131-1 など。
- (91) 檔案 33405-136 光緒十七年九月二十三日。
- (92) 檔案 22202-70; 24301-42.
- (93) 檔案 23103-10; 23308-28; 23414-11; 23421-24.
- (94) 檔案 33117 夜まわりの役が盗人を逮捕。檔案 33505 賭博。檔案 33105 衙役が届出を受けて盗人を逮捕。
- (95) 檔案 33120-2. その他、後から訴状も出てゐるが、「投詞」が檔案に残るものとして 22405-1; 同-2, 3, 5, 6 (武官への「投詞」); 32602-3 などがある。

(96) 檔案32217. 被害者が「打掃夫」という官役であつたせいもあるのであらう。

(97) 檔案33111, 33316. いずれも犯人はつかまっていない。「訪問」について拙著六五頁参照。

(後記) 本章は『東洋法史の探究——島田正郎博士頌寿記念論集』(汲古書院、一九八七年)からの再録である。